

# 令和7年美郷町議会議事録

## 第2回臨時会（第1号）

招集年月日	令7年 8月 6日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 8月 6日 午前10時00分				
		臨時議長 簀根正一				
	閉会	令和7年 8月 6日 午後 2時08分				
		議長 原克美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 12名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (9)	原克美	○	5	藤原芳樹	○
	副議長 (11)	藤原修治	○	6	勝田秋夫	○
	1	唐溪悦子	○	7	牛尾博文	○
	2	瀬古航也	○	8	日高学	○
	3	松浦祐太	○	10	福島教次郎	○
	4	中原伸也	○	12	簀根正一	○

会議録署名 議員	1番	唐 溪 悦 子	2番	瀬 古 航 也
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	志 村 幸 恵
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	永 妻 孝 司	建設課長	三 上 智 央
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	吉 村 猛
	活気あふれる町づくり課長	石 田 圭 司	教育課長	旭 林 修 範
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和7年美郷町議会第2回臨時会議事日程  
(第 1 号)

令和7年8月6日(水) 午前10時00分開会

日程	事 件
1	仮議席の指定
2	議長の選挙

令和7年美郷町議会第2回臨時会議事日程  
(第1号の追加1)

日程	事 件
1	議席の指定
2	会議録署名議員の指名
3	会期の決定
4	副議長の選挙
5	常任委員会委員の選任
6	議会運営委員会委員の選任
7	邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
8	邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

9	江津邑智消防組合議会議員の選挙
1 0	<p>議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第 5 2 号 美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【一般事件案】</b></p> <p>議案第 5 3 号 監査委員の選任について</p>
1 1	委員会の継続審査調査の件

(開会 午前 10時00分)

●井原議会事務局長

皆さんおはようございます。

議会事務局長の井原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うこととなっております。

それでは、年長の箕根議員をご紹介いたします。

箕根議員よろしく願いいたします。

●箕根臨時議長

はい、皆さん、それでは、改めまして、おはようございます。

ただ今、ご紹介をいただきました箕根でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

全議員出席であります。

ただ今から令和7年美郷町議会第2回臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長から挨拶の申出がございますので、これを受けたいと思います。

●箕根臨時議長

町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。臨時議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。7月20日執行の美郷町議会議員一般選挙におきまして、ご当選の栄に浴されましたことを、心からお祝いを申し上げます。そして、この場をお借りしまして、長年、町政の進展にご尽力いただきました全議員の皆様方にも、深く感謝を申し上げます。議会におかれましては、町の課題や将来のあるべき姿を議論し、予算の議決など、町政において極めて重要な役割と責任を担われており、議員各位のお考えや行動が、町民の皆さんの暮らしや町の未来を左右をすることになります。議員各位におかれましては、これから4年間ご活躍をされますことをご期待を申し上げます。さて、町を取り巻く状況としましては、長年続いてきました人口減少は、令和5年に11年ぶりに社会増となり、その後の推移も、以前と比べれば改善傾向となっており、一定の歯止めがかかってきているものと認識をしております。美郷バレー、バリの町づくり、カヌーの町づくりといった町の強みを活かした取組が進展し、来町者や町外との交流が増え、町内の活動も活発化してきており、町の活気につながる良い情報が生まれてきているものと思います。しかしながら、依然として課題は山積しており、厳しい状況に変わりございません。目の前の町民の暮らしの課題に最優先で対応しながら、一方で、町の明るい未来のために、中長期的視野を持って、戦略的に様々な施策を着実に前へ進めていかなければなりません。私は町長就任以来一貫して、2つのビジョンを掲げさせていただいております。活気あふれる明るい町、町外と活発な交流のある町に向けまして、引き続き全力で取り組んでまいる所存です。本日の臨時議会で、議長、副議長、また、

常任委員会など議会体制が決められ、新体制が本格的に始動されますこと御同慶の至りと存じます。地方自治におきましては、議会と執行部は車の両輪と例えられます。町民のため、持続可能な町づくりのため、力を合わせて、美郷町の明るい未来を切り開いていくことが出来ますようお願いを申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしく願いをいたします。

●**箕根臨時議長**

町長の挨拶は終わりました。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、予めお手元に配付しておるとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただ今ご着席の議席といたしたいと思えます。

ここで暫時休憩といたします。

なお、執行部の方は、議会構成が、終わりますまで、しばらくの間、待機していただきますようお願いいたします。後ほどご報告させていただきます。議員の皆様は、その場でお待ちください。

(休憩 午前 10時07分)

(再開 午前 10時08分)

●**箕根臨時議長**

それでは会議を再開いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●**箕根臨時議長**

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**箕根臨時議長**

異議なしと認めます。

従って、臨時議長が、指名することに決しました。

議長に原 克美議員を指名いたします。

お諮りします。

ただ今臨時議長が指名しました原議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**箕根臨時議長**

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました原議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました原議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の報告をいたします。

議長に当選されました原議員、自席より当選のご承諾及び挨拶をお願いいたします。

●**原議長**

失礼いたします。

ただ今ご紹介をいただきました原でございます。

このたびの議長選出にあたりまして謹んで承諾をさせていただきます。また、皆さまよりご信任を賜りましたこと、心より感謝しお礼を申し上げたいと思います。今改選では、先ほども、町長のお話もあったように、6 名が新人議員ということでございます。議会構成も、大幅にこれまでと違った形になりますけど、私は、新たな視点のもとで、この美郷の将来のために、いろいろな政策の検討、ご意見がいただけるもの大変期待をしております。また、今回の選挙を通じて新人議員の皆様方に、大変な住民の皆さま方からの信任の得票こういったものを考えますと、やはり議会としても変わっていかねばならないという住民の皆さん方の考えがあるというふうに私は認識をいたします。そういったことで、これから議会全員がですね、もっともっと質を向上し、住民の負託に応えられるようにこの美郷町議会も作っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げまして、就任のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●**箕根臨時議長**

以上をもちまして臨時議長としての職務は全て終了いたしました。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

ここで追加議事日程作成のため、暫時休憩といたします。以上です。

(休 憩 午 前 10時12分)

(再 開 午 前 10時37分)

●**原議長**

それでは、会議を再開いたします。

お手元に配付いたしました議事日程第 1 号の追加 1 に基づき会議を進めます。

追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。1 番・唐溪議員、2 番・瀬古議員、3 番・松浦議員、4 番・中原議員、5 番・藤原芳樹議員、6 番・勝田議員、7 番・牛尾議員、8 番・日高議員、9 番・原、10 番・福島議員、11 番・藤原修治議員、12 番・箕根議員、以上であります。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により、1 番・唐溪議員、2 番・

瀬古議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りといたします。

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(次長：議場の出入口を施錠)

●原議長

ただ今の出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、7番・牛尾議員、8番・日高議員を指名いたします。

事務局長に投票用紙を配付させます。

(局長：投票用紙を配付)

●原議長

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。白票は、これを無効といたします。

投票用紙の漏れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(局長：投票箱が空であることを議員の皆さんに確認)

●原議長

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

●井原議会事務局長

それではお呼びいたします。

1番・唐溪議員。

(投票)

●井原議会事務局長

2番・瀬古議員。

(投票)

- 井原議会事務局長  
3番・松浦議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
4番・中原議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
5番・藤原芳樹議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
6番・勝田議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
7番・牛尾議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
8番・日高議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
10番・福島議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
11番・藤原修治議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
12番・簗根議員。  
(投票)
- 井原議会事務局長  
9番・原議長。  
(局長：議長は議長席で投票)
- 原議長  
投票漏れはありませんか。  
(なしの声)
- 原議長  
投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
ただ今から開票を行います。

先ほど指名いたしました7番・牛尾議員、8番・日高議員は、開票の立会をお願いいたします。

(立会人立ち合いのもと局長が開票)

#### ●原議長

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票はありませんでした。有効投票のうち、藤原修治議員5票、牛尾議員4票、福島議員3票であります。この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、藤原修治議員が副議長に当選されました。

議場に入出口の閉鎖を解きます。

(次長：議場の入出口の施錠を開錠)

#### ●原議長

ただ今副議長に当選されました藤原修議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました藤原修治議員、自席より当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

#### ●藤原修治議

11番・藤原でございます。ありがとうございます。先ほど控室で申し上げましたように、議長をしっかり支え、住民の方々の福祉の向上のために町のあるべき姿、課題、そういったことをしっかり議論できる議会としたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

#### ●原議長

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午後1時33分)

#### ●原議長

それでは、会議を再開いたします。

日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、お手元に配付いたしております名簿のとおり指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### ●原議長

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員はお手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、お手元に配付をいたしております名簿のとおり指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。

よって議会運営委員会委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1時34分)

(再開 午後 1時39分)

●原議長

会議を再開します。

先ほどの休憩中に、各常任委員会議会運営委員会の委員長並びに副委員長が互選をされましたので、お手元に配付しております名簿のとおり報告をいたします。

日程第7、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙の定数は4名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることと決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

邑智郡総合事務組合議会議員日高議員、藤原芳樹議員、瀬古議員並びに議長の原の4名といたします。

お諮りいたします。

ただ今の指名のとおり、邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって、指名のとおり、邑智総合事務組合議会議員の当選人が決定いたしました。

日程第 8、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は 4 名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

邑智郡公立病院組合議会議員藤原修治議員、牛尾議員、勝田議員、そして、議長の原、以上を指名いたします。

お諮りします。

ただ今の指名のとおり、邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって、指名のとおり、邑智郡公立病院組合議会議員の当選人が決定いたしました。

日程第 9、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。この選挙の定数は 2 名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。江津邑智消防組合議会議員、唐溪議員、そして、議長の原、以上を指名いたします。

お諮りします。

ただいまの指名のとおり、江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって指名のとおり、江津邑智消防組合議会議員の当選人が決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。休憩後は執行部の出席を求めますので、しばらくお待ちください。

(休憩 午後 1時44分)

(再開 午前 1時52分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

最初に、執行部もご出席でございますので、報告をさせていただきます。先ほどでございますが、議長、副議長の選挙がございました。誠に不肖ではございますが、私、原が議長に就任をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。なお、副議長には、藤原修治議員が、当選をされましたので、ご報告を申し上げます。また、各常任委員会委員、議会運営委員会委員は、お手元に配付してあります名簿のとおりでございます。

日程第10、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案1件、一般事件案1件の計2件であります。

。まず初めに、議案第52号、美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美郷町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

ただいま上程いただきました議案第52号について、内容をご説明申し上げます。この条例は令和6年人事院勧告と一緒になされた公務員人事管理に関する報告を踏まえた地方公務員の育児休業等に関する人事院規則等の改正に伴い、それらや民間労働法制との均衡を図る観点から、職員の仕事と生活の両立支援に係る事項について、所要の改正を行うものです。改正いたします美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例と、美郷

町職員の育児休業等に関する2つの条例は、改正箇所や任用が関連しあい複雑で、分かりづらくなっております。そのため、配信しております要点をまとめた参考資料により説明させていただきます。ファイルで言いますと、52の3をご覧くださいだければと思います。この改正により、主に5点の仕事と生活の両立支援に係る事項を、先ほど申し上げました法令等に基づき拡充措置いたします。1点目は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大です。職員が請求した場合に、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳未満から小学校就学前までに拡大します。条文では主に新旧対照表1ページ目の美郷町職員の勤務時間休暇等に関する条例第8条の3の改正から該当いたします。2点目は、育児時間の取得パターンの新設です。育児時間1日のうち育児のために勤務しないことができる制度について、現行の1日に2時間以内を1年10日相当時間数の範囲内、そして、1日の勤務時間の範囲で、育児時間を取得できるパターンを選択できるようにいたします。条文では主に、新旧対照表の6ページ中あたりから、7ページ上あたりまでの第22条の2から第22条の5の改正が、該当いたします。3点目に、非常勤職員の育児時間の対象となる子の範囲の拡大です。非常勤職員の育児時間の対象となる子の範囲を3歳未満から小学校就学前に拡大いたします。念のため申し上げますと、条文では、主に新旧対照表の5ページ中あたり、6ページ中あたりの第22条、第22条の2の改正が該当いたします。4点目に、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する措置です。妊娠出産時や育児期の職員への面談等により、両立支援制度の周知や、働き方の意向確認、その意向への配慮義務などを規程いたします。条文では主に、新旧対照表の3ページ上あたりの第16条の4の改正が該当いたします。5点目に、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境整備です。これらの制度を利用しやすくするために、介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知、意向確認、環境整備などを規定いたします。条文では主に、新旧対照表の2ページから3ページ上あたりの第16条の3が該当いたします。その他これらに伴い、関連規程の整理をしております。議案52号の方の戻っていただければと思います。附則について説明申し上げます。最終ページのところにあります。これらの改正の施行日は、附則第1項で規定いたします。この施行日は、法や人事院規則の施行日を踏まえたもので、令和7年10月1日から施行するものと、公布日から施行するものの2つに分かれています。令和7年10月1日から施行するものは、先ほど申し上げましたうち、2つ目の育児時間の取得パターンの新設、3つ目の非常勤職員の育児時間の対象となる子の範囲の拡大、4つ目の仕事と育児の両立支援制度の利用に関する措置です。公布日から施行するものは、1つ目の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、5つ目の仕事と介護の両立支援制度の利用しやすい環境整備です。附則第2項につきましては、こうした場合の条例施行に伴う定型的な経過措置を規定しております。附則第3項につきましては、2つ目の育児時間の取得パターンの新設に係る経過措置です。この部分は、10月1日から施行いたしますので、今年度、令和8年3月31日までの間は、半年分として、この取得パターンの時間を半分にするものでございます。以上で、議案第52号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

ただ今の説明に対しまして、質疑はありませんか。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

新旧対照表 2 ページ、第 16 条のところに、40 歳に達した日の属するということがありますが、40 歳という意味はどういう意味なのでしょうか。お伺いします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

40 歳に達した日の 40 歳の意味ということでございますけれども、まずもってこの 40 歳という日は法令等に規定された年齢と同様であるということをお申し上げました上で、すね、いわゆる法令で 40 歳となった意味は、要点をお申し上げます。それぐらいになってくると、例えば、配偶者であったりとか、ご家族、要は、親御さんですよ。ということが高齢になられて介護が必要になってくる年代ということの一つの節目として定められたというふうに、法令上は位置づけられております。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、監査委員の選任について議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、中原議員には除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(中原議員退場)

●原議長

それでは、理由の説明をお願いいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました、議案第 53 号美郷町監査委員の選任について説明申し上げます。内容につきましては、タブレットのほうに配信しております。提案理由は、7月31日の議会議員の任期満了により、地方自治法第196条第1項に基づき議会議員のうちから選任する監査委員の任期が満了したためです。このため、同条同項に基づく議員のうちから選任する監査委員について、中原伸也議員を選任したいので、議会の同意をお願いするものです。任期につきましては、議員の任期と同様で、令和11年7月31日まで、そして議決をいただければ、直ちに選任を行う予定としております。以上、よろしく願いいたします。

●原議長

ただ今の説明に対して質疑はございませんか。  
(なしの声)

●原議長

ないようですので質疑を終わります。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(なしの声)

●原議長

討論がないようですので、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
お諮りします。  
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、中原議員の美郷町監査委員の選任に同意することに決しました。  
中原議員の除斥を解きます。  
(中原議員入場)

●原議長

ただ今、満場一致で中原議員が美郷町監査委員に選任されることの同意がありましたので、ご報告をいたします。  
日程第11、委員会の継続審査調査の件を議題といたします。  
ここで資料作成のための休憩をいただきます。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時07分)

●原議長

会議を再開いたします。  
お手元に配付いたしておりますように、各委員会から、地方自治法第109条第8項に

に基づき、閉会中の継続審査申出が提出されております。これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、これを許可することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和7年美郷町議会第2回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉 会 午 後 2 時 0 8 分)